

第29表 刑法犯等の重点犯罪

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯等の認知・検挙状況

罪 種	令 和 5 年				前	
	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)	認知件数	
総 数	1,608	1,396	1,364	86.8	285	
重要犯罪	殺人	94	90	86	95.7	3
	強盗	235	228	362	97.0	7
	侵入強盗	70	64	125	91.4	25
	非侵入強盗	165	164	237	99.4	△18
	放火	44	38	37	86.4	△18
	不同意性交等	395	297	272	75.2	147
	不同意わいせつ	769	676	542	87.9	130
略取誘拐・人身売買	71	67	65	94.4	16	
総 数	2,934	2,162	927	73.7	212	
重要窃盗犯	侵入窃盗	2,147	1,855	763	86.4	36
	うち) 空き巣	658	426	206	64.7	1
	うち) 忍込み	200	170	44	85.0	52
	うち) 居空き	56	47	22	83.9	△8
	うち) 金庫破り	65	56	35	86.2	△16
	うち) 事務所荒し	144	173	69	120.1	6
	うち) 出店荒し	412	391	161	94.9	△101
	自動車盗	190	111	46	58.4	11
	ひったくり	87	106	39	121.8	△41
すり	510	90	79	17.6	206	
主要知能犯	-	437	418	-	-	

数値：刑事総務課（主要知能犯※脚注7は、捜査第二課の手集計による。）

(2) 暴力団犯罪の検挙状況

罪 種	令 和 5 年			前	
	検挙件数	検挙人員	うち) 構成員	検挙件数	
総 数	2,186	1,363	408	△460	
刑法犯	総 数	1,402	856	294	△377
	うち) 凶悪犯	31	59	6	4
	うち) 暴行・傷害	157	182	68	△51
	うち) 恐喝	58	85	51	△15
	うち) 窃盗	509	90	15	△197
	うち) 詐欺	460	250	94	△101
特別法犯	うち) 賭博	3	26	-	△6
	総 数	784	507	114	△83
	うち) 銃刀法	16	12	5	4
	うち) 売防法	-	-	-	-
うち) 大麻法・覚取法	551	340	71	△105	

注1 刑法犯については、第30表の脚注を参照のこと。

2 不同意性交等及び不同意わいせつについては、第31表の脚注を参照のこと。

3 詐欺については平成31（令和元）年より追加したもの。

4 認知件数とは、警察において発生を認知した刑法犯の事件の数をいい、事件の発生地を管轄する警察署の認知件数とする発生地計上方式を取っている。刑法犯の検挙件数及び検挙人員については、第33表の脚注を参照のこと。

数値：暴力団対策課

認知・検挙状況

年 比			平 均 対 比			
検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)	認 知 件 数	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)
126	153	△9.2	273	114	159	△9.2
6	-	3.4	△2	△4	△4	△2.2
△8	44	△6.5	△32	△44	10	△4.9
12	52	△24.2	13	5	38	△12.1
△20	△8	△1.1	△45	△49	△28	△2.0
△21	△14	△8.8	△14	△16	△10	△6.7
83	67	△11.1	164	76	68	△20.5
55	50	△9.3	125	76	64	△5.3
11	6	△7.4	30	26	30	△5.6
△327	16	△17.7	△1,521	△1,775	△9	△14.7
△302	15	△15.8	△1,181	△1,607	16	△17.6
△229	31	△35.0	△527	△869	16	△44.6
8	-	△24.5	△106	△144	△1	△17.6
2	△8	13.6	△47	△31	△6	8.2
△20	△11	△7.6	△46	△53	△7	△12.0
72	20	46.9	△99	△86	5	13.5
△194	△1	△19.1	△305	△335	7	△6.4
△50	12	△31.5	46	△46	5	△50.6
40	1	70.2	△75	△57	△16	21.2
△15	△12	△16.9	△311	△66	△15	△1.4
38	46	-	-	15	△19	-

年 比		平 均 対 比		
検 挙 人 員	うち) 構 成 員	検 挙 件 数	検 挙 人 員	うち) 構 成 員
△127	△32	△1,367	△723	△110
△95	△28	△917	△400	△59
14	△1	△7	△4	△7
△50	1	△128	△148	△27
5	10	△23	△18	△2
3	1	△523	△59	△6
△32	△11	△122	△57	14
△27	△3	△7	△35	△2
△32	△4	△450	△323	△51
4	-	△4	△8	△7
-	-	△4	△3	-
△40	△8	△397	△259	△39

5 平均対比とは、過去5年間の平均との比較である。

6 重点犯罪とは、重要犯罪、重要窃盗犯、主要知能犯及び暴力団犯罪をいう。

7 重要犯罪とは、凶悪犯に不同意わいせつ及び略取誘拐を加えたものを、重要窃盗犯とは、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりを、主要知能犯とは、贈収賄罪、詐欺・横領・背任で被害金額が概ね1,000万円以上になる犯罪、組織的又は連続的に行われた有価証券等の偽造又は行使に係る犯罪・偽造通貨行使等に係る犯罪・特殊詐欺を助長する犯罪、企業犯罪、政治的不正事犯、新型コロナウイルス感染症に関する給付金等詐欺及び社会的反響が大きいと認められる重要特異な犯罪をそれぞれいう。